

施策評価シート(平成21年度の振り返り、総括)

作成日 平成 22 年 7 月 13 日

施策No.	18	施策名	誰もが使える情報基盤の整備
主管課名	総合政策課	主管課長名	宮崎育雄
関係課名			

施策の目的 【対象】	①町民 ②世帯・事業所	対象指標名	単位	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 見込み	23年度 見込み
		①人口 (住基、外国人登録)	人	24,250	23,809	23,305	22,924	22,591	
②世帯数	世帯	8,322	8,271	8,250	8,239				
③事業所数		1,419							

施策の目的 【意図】	①時代に順応した情報通信ネットワークを利用できるようにする ②町民誰もが必要な情報を得られる環境にする	成果指標名	単位	18年度 実績	19年度 実績	20年度 実績	21年度 実績	22年度 目標	23年度 目標
		①光インターネット回線に接続可能戸数(世帯・事業所)	戸		3,044	7,532	7,532	8,410	
②光インターネット回線に接続可能世帯・事業所の割合	%		36.2	89.6	89.6	100			
③地上デジタル放送視聴可能エリアの世帯割合	%				73.3	100	100		

成果指標の把握方法と算定式等	①、②NTT東日本から局番データ収集 ③ 総務省の調査結果から収集	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
		実績	実績	実績	実績	実績	実績

成果指標設定の考え方	①②については、光ファイバー網が整備された電話局番内は高速インターネットが利用できると考え、そのエリア内の世帯と事業所を指標とした。 ③については、難視聴地区調査の結果、地上デジタル放送の電波が受信できるエリアの世帯割合を指標とした。(各世帯で地デジ視聴可能テレビ等が設置された割合ではない)
------------	---

施策成果向上にむけた住民と行政との役割分担	<p>1) 住民の役割 (住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)</p> <p>①様々な機会を活用し、情報リテラシーの向上に努めるとともに、情報の取り扱いや情報の流出に注意してもらおう。 ②光インターネット回線に接続してもらおう。 ③地上デジタル放送が視聴できる機器(アンテナ、テレビ等)を家庭で用意してもらおう。</p> <p>2) 行政の役割 (町がやるべきこと、都道府県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>①光ファイバー網の整備などの地域情報基盤の整備を推進する。 ②地デジ難視聴地区を解消するために、難視聴地区を調査しその対策を講じる。 ③行政サービスの情報をインターネット等の情報基盤を活用して流す。</p>
-----------------------	---

21年度の  
評価結果

### 1. 施策の成果水準とその背景・要因

- 1) 現状の成果水準と時系列比較 (現状の水準は?以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)
- ①光ファイバー網が利用できる世帯は7532世帯であるが、22年度中に猿ヶ京地区、藤原地区の整備が終了する予定であるため、平成22年度末には全世帯利用可能となる見込みである。
  - ②地上デジタル放送の視聴可能エリアの割合は21年度実績で73.3%であった。平成20年度から地デジ難視聴地区の調査を進めた結果、現在2200世帯が視聴困難と判明した。新治地区の一部や月夜野地区の一部などが難視聴地区と指定された。
- 2) 他団体との比較 (近隣市町、県・国の平均と比べて成果水準は高いのか低いのか、その背景・要因は?)
- ①光ファイバー網の整備率は利根沼田地域内自治体はほぼ同水準である。
  - ②地デジ難視聴地区は地形的に山間部が多いため、利根沼田地域内では比較的多い方である。
- 3) 住民の期待水準との比較 (住民の期待よりも高い水準なのか、同程度なのか、低いのか)、その他の特徴は?
- ①藤原・猿ヶ京地区から光ファイバー網の整備要望があり、平成22年度中には整備が終了する予定である。
  - ②地デジ難視聴地区は町内各所にあり、その地区の住民からは切実な改善要望が出ている。

### 2. 施策の成果実績に対してのこれまでの主な取り組み(事務事業)の総括

- 1)平成21年度は猿ヶ京地区、藤原地区の光ファイバー網整備事業で業者の選定と請負契約を締結をした。なお、工事は22年度中に完了する予定である。これにより、庁内全ての電話局エリアで高速インターネットで活用できるようになった。
- 2)地デジ難視聴対策については、猿ヶ京共聴組合に対して、町と国・県から受信設備整備の補助を行い、受信可能にした。
- 3)難視聴地区に指定された地区で、総務省関東総合通信局による共聴施設設置についての説明会等を実施した。22年度は世帯個別アンテナ対応に関する説明会が実施されている。各地区ごと検討してもらい、補助の申し込みが集まりつつある。(共聴施設の場合、10世帯以上が維持管理上必要となる)  
(地区代表者説明会は国、地区の合意形成会議は町が主催して行っている)
- 4)22年度から難視聴指定地区以外の地区で、個別世帯の視聴可能性調査を始めた。
- 5)情報基盤利用の支援として、群馬県地域情報化推進協議会主催の町民向けパソコン教室を実施した。水上公民館で2日間、計40人の参加があった。応募者は約60人以上あり抽選で参加者を決めており、住民のニーズが高かった。

### 3. 施策の課題認識と改革改善の方向

- 1)平成23年7月24日にアナログ放送が終了し、完全に地上デジタル放送に移行するが、いまだに多くの難視聴世帯が存在する。今後解消に向けて国や県の補助を受けて対策を行っていくが、期限が1年と迫っており、完全解消されないことも考えられる。
- 2)地デジ化に対する住民の意識がまだ低く、準備の必要性が理解されていない(特に高齢者)。平成23年7月の切り替えに向けて、周知の強化が必要。
- 3)地デジ受信可能性については、世帯ごとに異なる場合があるため、視聴可能地区とされたところでも潜在的に難視聴世帯が存在する。世帯で対応できる対策については周知を行い、世帯で対応できない問題については補助制度を用いて解消していく必要がある。
- 4)平成22年7月4日にアナログ停波を試験的に行う。その際に潜在的な難視聴世帯を把握することができるので、町民に周知を行う。その後、町民から結果を知らせてもらい、不具合の程度別に地図上に落とし、町としての対策を検討する。(高齢者に対しては国が「地デジ110番」で診断、サポートしている)
- 5)TVは一番の情報基盤、特に高齢者にとっては重要。
- 6)各世帯内でのアンテナ・テレビの切り替えを促進するが、特に高齢者が悪徳業者にだまされるという消費者問題が起こる可能性もある。